プロジェクト　パーシャルスピンオフの会計処理

項目　スピンオフ実施会社の連結財務諸表上の会計処理

I. 本資料の目的

1. 本資料は、株式分配実施会社に一部の持分を残す株式分配（以下「一部留保の株式分配（按分型）」という。）を行った場合におけるスピンオフ実施会社の連結財務諸表上の会計処理に関する方向性についてご意見を伺うことを目的としている。

2. 本日の審議の結果を踏まえ、今後の企業会計基準委員会において、連結財務諸表上の具体的な会計処理をお示しすることを予定している。

II. 株式分配実施会社の連結財務諸表上の会計処理

一部留保の株式分配（按分型）の典型的なスキーム

3. 今回の基準開発において対象としている一部留保の株式分配（按分型）の典型的なスキーム図は次のとおりである。

例）A 社が A 社の株主に対して、完全子会社 B 社の株式の 81%を比例的に配当

（A 社：株式分配実施会社、B 社：株式分配対象会社）

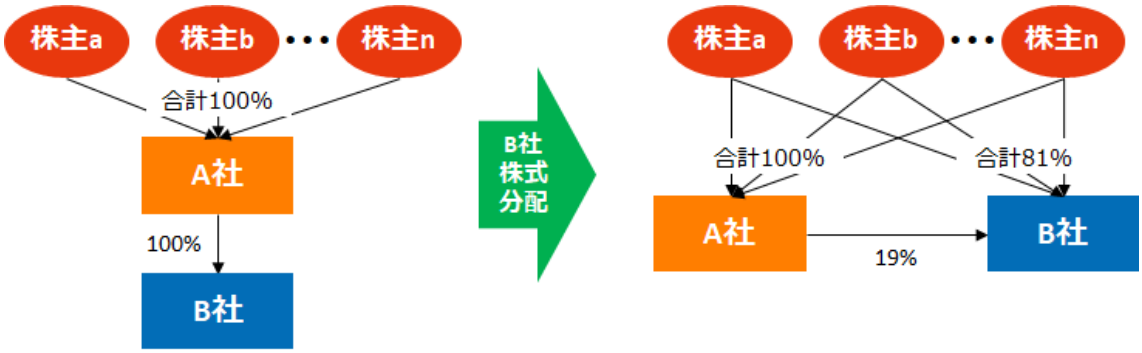

4. 審議事項(4)-2 においては個別財務諸表上の会計処理について検討を行った。本資料では連結財務諸表上の会計処理に関する方向性について検討を行う。

現行の会計基準の取扱い

5. 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(以下「資本連結実務指針」という。)では、子会社株式の売却や子会社の時価発行増資等に伴い親会社の持分が減少した場合の会計処理は定められているが、子会社株式を分配した場合の連結財務諸表上の会計処理は明らかにされていない。

連結財務諸表上の会計処理に関する方向性についてのASBJ事務局の分析

(支配を喪失する株式分配)

6. スピンオフ実施会社に一部の持分を残すスピンオフに関するスピンオフ実施会社の個別財務諸表上の会計処理について、審議事項(4)-2では、相互取引と非相互取引の違いの観点から、売却や異種資産の交換といった相互取引については、事業に対する投資の継続・清算という考え方に基づき移転損益や交換損益を認識するかどうかが論点となる一方、株主に非金銭資産を分配する非相互取引については、株式分配を時価で分配したとして時価への洗い替え損益を計上するかどうかが論点となるという整理を行っている。

7. この整理を踏まえ、審議事項(4)-2では、今回の基準開発の対象としている一部留保の株式分配(按分型)は株主に非金銭資産を分配する非相互取引であることから、事業に対する投資の継続・清算という考え方によらずに、非金銭資産の分配時に時価又は帳簿価額のいずれで会計処理すべきかどうかという観点から検討するとしている。さらに、現行基準において全部配当の株式分配(按分型)について帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いが認められていることを踏まえて、どこまで例外的な取扱いを広げることができるか検討を行っている。

8. 審議事項(4)-2では、個別財務諸表上、一部留保の株式分配(按分型)について時価で会計処理することを原則としつつ、スピンオフに該当する場合には帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを定めることを提案しており、スピンオフに該当する場合として2つの案を提示している。当該取扱いについて、個別財務諸表と連結財務諸表で差異を設ける理屈は特段見受けられないと考えられる。

9. このため、支配を喪失する一部留保の株式分配(按分型)に関する連結財務諸表における取扱いについては、時価で会計処理することを原則としつつ、スピンオフに該当する場合には帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを設けることとし、その例外的な取扱いの範囲は個別財務諸表上の取扱いと同じにすることが考えられる。

(支配を喪失しない株式分配)

10. 国際的な会計基準において、支配獲得後、支配を喪失する結果とならない親会社持分の変動は資本取引とされている。具体的には、国際財務報告基準（IFRS 会計基準）では、支配の喪失に至らない子会社に対する親会社の所有持分の変動は、資本取引として会計処理することを要求している（IFRS 第 10 号「連結」第 23 項、IFRIC 解釈指針第 17 号「所有者に対する非現金資産の分配」BC15 項参照）。米国会計基準においても、株式分配後も親会社が子会社の支配を維持する場合、トピック 810「連結」に基づき、子会社を連結し、ASC 810-10-45-23 項に基づき持分の減少を資本取引として会計処理することになると考えられる（ASC810-10-40-5 項参照）。

11. 現行の日本基準において支配を喪失しない株式分配に関する定めは存在しないが、支配を喪失しない子会社株式の売却に関する定めがある。そこでは、子会社の一部を売却したが、親会社と子会社の支配の支配関係が継続している場合、売却による親会社持分の減少額と売却価額との間に生じた差額は、資本剰余金として処理するとされている（企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」第 29 項）。

12. これらを踏まえると、連結財務諸表上、支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分型）を資本取引として処理することが考えられる。

ディスカッション･ポイント
本資料第 6 項から第 12 項に記載している ASBJ 事務局の分析についてご意見を伺いたい。

以　上